



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ショーケース・ティービー
代表者名 代表取締役社長 森 雅弘
(コード番号：3909 東証一部)
問合せ先 経営企画本部本部長 柘原 俊
(TEL 03-6866-8555)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 3 月 28 日開催予定の第 22 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役及び監査役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、取締役及び監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

平成 25 年 7 月 19 日開催の臨時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額 3 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、当社の監査役の報酬額は年額 1 億円以内と、それぞれご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の取締役及び監査役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。今回ご承認を頂く当該譲渡制限付株式の付与のための報酬額とあわせた取締役及び監査役の報酬額の合計は、それぞれ年額 3 億円以内、年額 1 億円以内となり、報酬等の総額については変更を行わないものと致します。

2. 本制度の概要

取締役及び監査役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき取締役及び監査役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、いずれも既定の報酬枠の内枠として、取締役に対して年額 14 百万円以内（うち社外取締役分は年額 6 百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、監査役に対して年額 6 百万円以内といたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、取締役に対して年 11,250 株以内、監査役に対して年 3,750 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発

生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値を基礎として、当該普通株式を引き受ける取締役及び監査役に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会にて決定される金額とします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の取締役及び監査役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役及び監査役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、各取締役及び監査役への具体的な支給金額や支給時期等の詳細につきましては、当社の業績の動向や今後の見通し等を勘案の上、上記記載の金額及び株数の範囲内の合理的な金額を、取締役を対象とする場合には取締役会において、監査役を対象とする場合には監査役の協議によって決定することと致します。

3. その他

本制度に関する議案が、本株主総会において承認可決された場合、取締役及び監査役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員(以下「従業員等」といいます。)並びに当社子会社の従業員等に対しても、取締役や監査役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以 上